

一施設等利用給付(新2号・新3号)認定申請のご案内一

【令和8年度】箕面市

認可外保育施設・ベビーシッター・一時保育・

事業所内保育施設等の利用料無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児までの認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料が月額37,000円を上限に無償化の対象になります。また、0～2歳児までは、市民税非課税世帯のみ月額42,000円を上限に無償化の対象になります。利用料は一旦、施設へお支払いいただき、後日、市が還付します。

無償化の還付を受けるにあたっては、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。還付を受けるまでの手順や対象条件等を確認のうえ、手続きをお願いします。



1. 対象者

以下のすべての要件を満たすかた

- ①「保育の必要性のあるかた」で、認可保育施設や認定こども園(保育園コース)などを利用していないかた
- ②0～5歳児まで(ただし、0～2歳児までは市民税非課税世帯のみ)
- ③児童・保護者ともに箕面市在住のかた(住民登録があり、かつ居住しているかた)

※利用する保育施設等の所在地は、箕面市内・市外を問いません。

「保育の必要性」があるかたとは、

月64時間以上の就労や、疾病、同居の親族の介護、出産前後、求職活動、通学等により家庭で児童の保育ができないかたです。

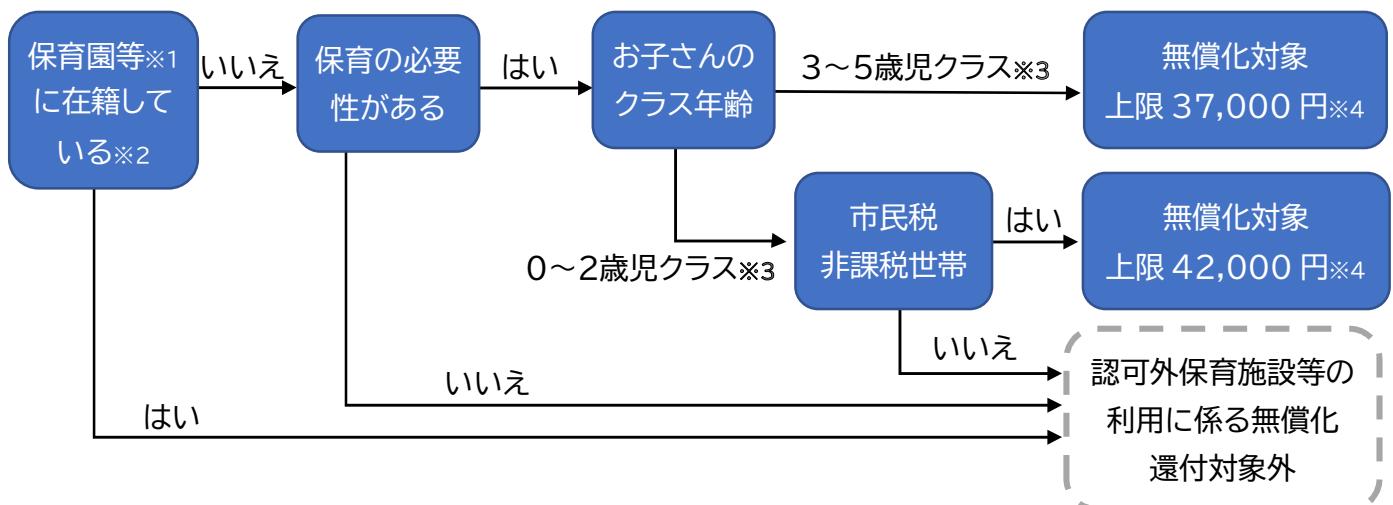
提出された書類により「保育の必要性」が確認できない場合は、追加の書類の提出を依頼するとともに、電話や面談により市が確認を行うことがあります。

[問い合わせ先・提出先]

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907

<無償化の還付対象であるか？確認チャート>



※1 「保育園等」とは、認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業(従業員枠・地域枠)を指します。

※2 幼稚園・認定こども園に在籍しているかたは、通園中の幼稚園・認定こども園が十分な預かり保育を実施していない等の場合(①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合)、認可外保育施設等を併用した際の利用料が無償化の対象になります。

※3 クラス年齢は令和8年4月1日時点の年齢です。

※4 還付の対象となるのは、施設に支払った利用料から無償化対象外費用(日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費など)を除いた金額に限ります。

<還付の例>

4歳児(月額上限37,000円)

一時預かりと認可外保育施設を併用している場合

このうち月額上限 37,000 円までが無償化の還付対象になります。

●保護者が施設へ支払い

事業・施設名	1か月当たりの施設利用料	1か月当たりの総額
一時預かり	25,000円	
認可外保育施設	14,000円	39,000円

●市から保護者への還付(無償化対象額)

市からの還付額	残りの金額(保護者が実質負担する額)	上限を超えた分は 保護者負担になります。
37,000円	2,000円	

2. 無償化の対象施設

対象となる施設・サービスは、以下のとおりです。各施設が無償化の対象かどうかは、施設所在地の市町村ホームページでご確認ください。

- 認可外保育施設
- ベビーホテル、ベビーシッター
- 事業所内保育施設
- 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(一時保育)
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)



箕面市 HP

※複数の認可外保育施設等を併用した場合、上限額(月額)まで無償化の対象となります。

※認可外保育施設のうち企業主導型保育施設をご利用のかたは、手続きの方法が異なり、他のサービス等の併用はできません。また、ご利用の施設で手続きが必要となりますので、各施設に直接お問い合わせください。

3. 申請手続き

(1)申請手続きについて

無償化対象額の還付を受けるためには、あらかじめ保護者が箕面市役所(子ども総合窓口)に書類を提出し、施設等利用給付認定(以下、「認定」という。)を受ける必要があります。

提出期限:認定を希望する月の前月の15日まで(郵送の場合は必着)

なお、令和8年(2026年)4月から認定を希望される場合は、令和8年(2026年)2月27日(金)までに提出してください。

提出先:箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 別館2階 子ども総合窓口

※郵送で提出する際は、「郵送申込用提出書類等チェックシート」に記入のうえ、簡易書留・特定記録郵便・レターパックなど追跡確認可能な郵便で提出してください。

※土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む)が届きませんのでご注意ください。

※市で申請書を受理した日より前にさかのぼって認定を受けることはできません。

(2)保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、市が保育の必要性を認定します。(施設等利用給付認定)

- ◆月64時間以上就労している
- ◆産前6週(多胎の場合は14週)のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月末まで
- ◆病気、負傷または心身に障害がある
- ◆同居の親族を常に介護している
- ◆求職活動をしている
- ◆学生である 等

※育児休業中の認定について

育児休業前から就労で認可外保育施設を利用されているかたのうち、以下の①～⑤すべてに該当する場合、別紙「在園証明書」を提出することで、育児休業中であっても認定を受けることができます。

- ① 箕面市の就労要件である月64時間以上を満たして認可外保育施設等に入園したが、所得制限により施設等利用給付認定3号(新3号)の申請対象外だった。
- ② 現在も①と同じ認可外保育施設等を利用中である。
- ③ 施設等利用給付認定2号(新2号)の認定開始日時点で、法に基づく育児休業中または法に基づかない産前・産後・育児に伴う休業中(元の職場に復帰できる場合)である。
- ④ ③の休業期間終了後も、引き続き同じ認可外保育施設等を利用する。
- ⑤ 出産した子が満2歳になる月の末日までに元の職場に復職する。

なお、以上の条件に該当しない場合で育児休業中の認定を希望するかたは、事前に子ども総合窓口にご相談ください。

(3)認定申請の結果について

認定された場合、市が認定申請書を受け付けた日から概ね30日以内に、認定通知書を交付します。ただし、令和8年(2026年)4月認定開始の場合は、令和8年3月中に通知します。

※認定通知書には、『認定区分』、『認定の有効期間』、『保育を必要とする事由』等を記載しています。記載内容に誤りがないか確認のうえ、大切に保管ください。

4. 提出書類

【注意事項】

- 書類は、ボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるペンで記入しないでください。
- 記載した内容を修正する場合は、修正液やテープを使用せず、二重線を引いてください。
- 提出された書類は、返却できません。控えが必要な場合は、提出前にご自身でコピーをお取りください。
- 締切までに必要書類が全て揃わない場合、認定できません。必ず締切までにご提出ください。

(1)すべてのかたが提出が必要な書類

◆施設等利用給付認定・変更申請書（記入例をご参照ください）

◆「保育の必要性」を証明するための書類および添付書類

※「保育が必要な理由」によって提出書類が異なります。下記の表を確認のうえ、必要な書類をご用意ください。

※保護者それぞれの保育の必要性を証明する書類(直近3か月以内に発行または記載されたもの)が必要です。(ただし、実績は直近のものを提出してください。)

※きょうだい分を同時に申請する場合、添付書類は原本を一部提出いただければ、その他はコピーで問題ありません。(ご自身でコピーをご用意ください。)

保育を必要とする事由		提出書類	補足事項
就労(被雇用)	就労中	就労証明書(就労先にて証明を受けてください) 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中の場合は、産前休暇前の就労実績を記載してください。 就労先に直近の就労実績を記入していただけなかった場合は、就労先の発行する就労実績がわかる書類または2か月分の給与明細のコピーを提出してください。 給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合は、必ず画面のコピーを印刷の上、提出してください。
	就労内定	就労証明書	就労予定先で証明を受けてください。予定の就労日数、支給額等について証明を受け提出してください。
	内職で就労中	①就労証明書 ②タイムスケジュール	<p>①発注先で証明を受けてください。</p> <p>②ご自身で作成したタイムスケジュールと併せて提出してください。</p>
就労(自営業等)	就労中	①就労証明書(事業主がご記入ください) ②源泉徴収票または確定申告書(控)第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピー ※②がない場合、A~Fのいずれか1点	<p>①就労証明書に直近2か月分の就労実績をご記入ください。</p> <p>②提出できない場合、以下の A~F のいずれか1点を提出してください。</p> <p>A. 税務署に提出されている「開業届出書(控)」 B. 保健所等から交付される「営業許可証(写)」 C. 法人設立届出書 D. 履歴事項全部証明書 E. 青色事業専従者給与に関する届出書(自営専従者の場合) F. 店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等(自営業開業予定の場合)</p>
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー	表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページをご提出ください。病院が発行した「出産予定日」及び「保護者氏名」が明記されているもの(マタニティカレンダー等)でも可能です。
疾病・障害		診断書(市の様式) 	医師による証明(保育が困難な理由を確認するための証明)が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただけ、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。

介護等	<p>診断書 (市の様式)</p> 	<p>①診断書 (市の様式) ②介護に関する書類(スケジュール) ③身体障害者手帳のコピー</p> <p>①介護をうけるかたの医師による証明が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただけ か、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。 ②介護度の分かる介護保険被保険者・ケアプラン等介護に関する書類が必要です。 ③身体障害者手帳をお持ちのかたは、コピーを提出してください。</p>
就学	<p>①在学証明書 ②授業の時間割表 (カリキュラム)</p>	
災害復旧	罹災証明書	
求職活動		認定後2カ月以内に就労を開始し、就労証明を提出してください。

(2)該当するかたのみ提出が必要な書類

以下に該当する場合、必要書類を提出してください。

対象者	提出書類等
認可保育施設の申込みをしていないかた	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
郵送で書類を提出される場合	<p>郵送申込用提出書類等チェックシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類の写し ●マイナンバーカードまたは通知カードの写し <p>新3号認定希望者(クラス年齢が0~2歳児)かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみ必要です。</p>
認定開始日時点で育児休業中のかた	在園証明書

5. 無償化の対象となる金額(利用料)の還付について

認定を受けた後、無償化の対象となる金額(利用料)の還付を受けるためには、その都度、市に手続きが必要です。

(1)無償化対象額の還付を受けるために必要な手続きについて

無償化対象金額の還付を受けるためには、市あてに以下の書類を提出する必要があります。

①施設等利用費交付申請書兼請求書(以下、『請求書』という。)

②提供証明書兼領収書または活動報告書

請求の際には各施設が発行する『提供証明書兼領収書』または『活動報告書』の添付が必要となりますので、利用施設に交付を依頼してください。

※還付口座は認定保護者の口座を記載してください。

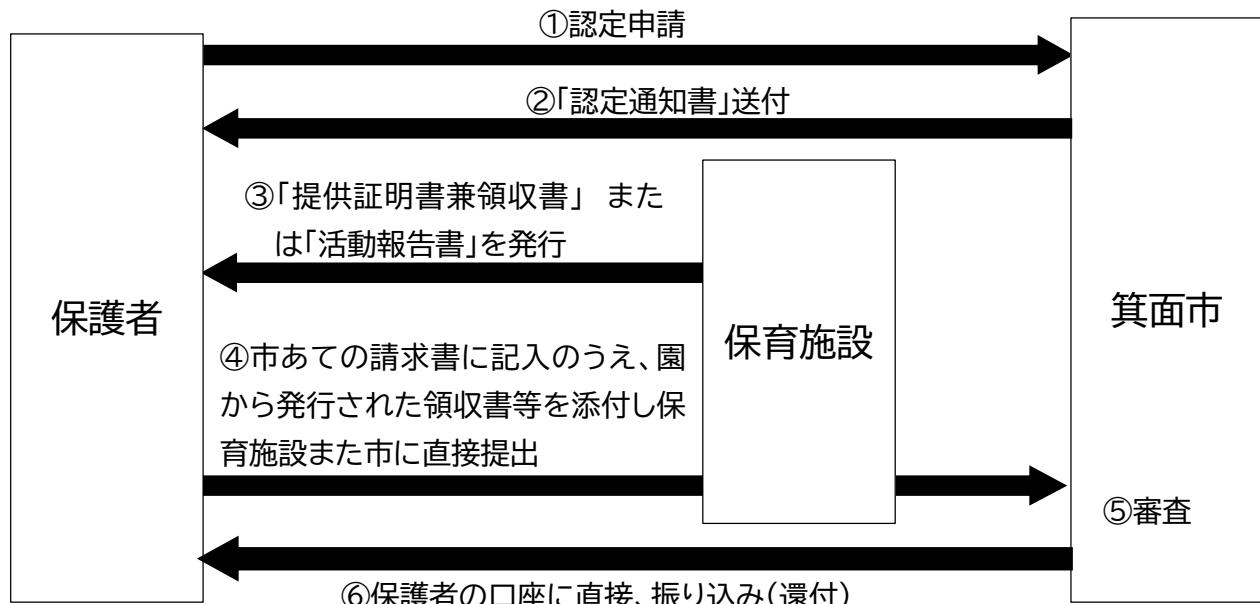
【注意事項】

- ◆請求書や提供証明書兼領収書または活動報告書は、各利用施設または箕面市役所(子ども総合窓口)へ提出してください。
- ◆記載事項に誤りがある場合は、利用料の還付を受けることができません。

(2)無償化対象額の還付を受けるまでの流れについて

利用料等は一旦施設にお支払いください。お支払い後は3か月ごとに還付のお手続きのうえ、市が無償化の対象となる金額(還付額)を、指定の口座に振り込みます。

複数の施設を併用した場合は、利用した施設ごとの提供証明書兼領収書または活動報告書が必要です。



(3)還付スケジュール

四半期ごと(3か月に一度)に還付します。

請求時期になりましたら、利用施設から保護者へ請求書・提供証明書等を交付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入して市に提出してください。

●スケジュール●

利用期間	保護者から市への請求時期 (園の定める締切)	市から保護者への還付時期 (口座振込時期)
4~6月	7月上旬頃	8月末頃
7~9月	10月上旬頃	11月末頃
10~12月	1月上旬頃	2月末頃
1~3月	4月上旬頃	5月末頃

6. その他の手続き

下表に示す変更が生じた場合は、状況に応じた必要書類を市に提出し、認定保護者が申請・届出を行ってください。

※変更がある場合は、必ず園または子ども総合窓口にご連絡ください。就労状況の変更等により認定要件を満たさない、または申請事項に虚偽が発覚した場合は、還付金の返還を求める

主な変更内容	提出書類等	
	変更申請書	その他必要な書類等
市内で転居する	●	—
市外に転出する	●	—
世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	●	—
仕事をやめた（求職活動を行っている）	●	<u>①施設等利用給付認定変更申請書</u> <u>②退職前の給与明細就労実績を2か月分</u>
就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった等）	—	<u>①就労証明書</u> 就労先にて記入のうえ、提出してください。 <u>②就労実績を2か月分</u> ※実績が出次第
妊娠・出産がわかった	—	<u>①施設等利用給付認定変更申請書</u> <u>②母子健康手帳のコピー</u> (表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ)
育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	—	<u>①施設等利用給付認定変更申請書</u> <u>②就労証明書</u> (必ず育休取得期間が明記されたもの提出してください)
育児休業を終了し、仕事に復帰する	—	<u>①施設等利用給付認定変更申請書</u> <u>②復職証明書</u>
市民税非課税世帯等ではなくなった（0～2歳児クラスのみ）	—	◆いつから変更になったか報告してください。
その他家庭の状況に変化があった	—	◆どのような変更があったか報告してください。

7. 現況確認について

認定を受けたかたは、毎年、保育の必要性が継続していることを、市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、利用料（無償化対象額）の還付を受けられなくなることがあります。現況届出書や就労（予定）証明書等、必要な書類を必ず提出してください。詳細は毎年5～6月ごろ、園経由もしくは直接お知らせする予定です。

【記入例】

樣式第3号

令和〇年度 施設等利用給付 1号(新1号)認定
施設等利用給付 2号・3号(新2号・新3号)認定

施設等利用給付認定・変更申請書

年 月 日

希望する認定区分
のいずれかに☑を
付けてください。

- 施設等利用給付2号(新2号)認定申請
児童の年齢が3~5歳(令和8年4月1日現在)
- 施設等利用給付3号(新3号)認定申請
児童の年齢が0~2歳(令和8年4月1日現在)かつ市民税非課税世帯

保育を必要とする理由について、保護者それぞれ該当する欄に☑を付けください。

宛先) 箕面市教育委員会教育長		保護者(申請者)					
裏面の【申請にあたって同意していただく事項】に同 じし、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定 に基づき、施設等利用給付認定を申請します。		〒562-0003 箕面市西小路4-6-1					
また、保護者の就労、疾病その他の理由に該当する場 ・幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育 事業を利用する(※1))、認可外保育施設・一時預かり 事業・病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等 用給付認定を希望します。		氏名 箕面 ゆづる					
1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり 保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8 時間未満または②2年間開所日数200日未満のいずれか の要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を 含みます。		生年月日 昭和〇年〇月〇日					
		日中連絡先 △△△-△△△-△△△ (父 母、他) □□□-□□□-□□□ (父 母、他)					
※申請者の本人確認書類をお持ちの方へ提出してください。							
申請 児童 対象	フリガナ 氏名 ミノオ モミジ		生年月日 平成〇年〇月〇日		RO4年1月 現在の年齢 3歳	保護者 との続柄 子	性別 女
	箕面 もみじ		マイナンバー (個人番号)
		
申請 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規申請						
	<input type="checkbox"/> 変更申請 (認定内容の変更)						
)認定内容							
認定 希望	以下の該当する□のいずれか1つに+点を付けてください。						
	保育の必要性がないかた、または預かり保育等を利用しないかたは、次の□にレ点を付けてください。 □ 施設等利用給付1号認定(新1号認定)						
保育の必要性があり、預かり保育等を利用するかたは、該当する□にレ点を付けてください。 ※レ点を付けるかたは、必ず記入欄に記入・ご健識のうえ、必要書類を添付してください。							
<input checked="" type="checkbox"/> 施設等利用給付2号認定(新2号認定) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している <input type="checkbox"/> 施設等利用給付3号認定(新3号認定) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ、市町村民税非課税 申出がある							
希望期間	開始 令和〇年〇月〇日から	終了	就学前まで		年 月 日まで		
帯の状況							
対象児童以外の父母及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。 (単身赴任のかたがいる場合も記入してください。)							
※認定開始日時点で箕面市在住の保護者のかたについてはマイナンバー(個人番号)も記入してください。							
児童 の 家 族 の 状 況	フリガナ 氏名 ミノオ ユズル	児童との 続柄 父	生年月日 昭和〇年〇月〇日	職業・効用等 会社員	RO4年1月 現在の年齢 35	マイナンバー(個人番号) 222222222222	
	ミノオ アカネ	母	昭和〇年〇月〇日	パート	35		
	箕面 あかね			○○小学校4年生	9		
	ミノオ ササユリ						
	箕面 ささゆり	姉	平成〇年〇月〇日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
該当の 有無	ひとり親 世帯	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	在学障害児 (者)が いる世帯	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	生活保護 受給世帯	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
(○○)年1月1日 現在の住所地	父	□箕面市	□箕面市以外 () 市・町・村 海外 (アメリカ)		□	単身赴任中	
	母	□箕面市	□箕面市以外 () 市・町・村 海外 ()		□	単身赴任中	

保護者(申請者)
は認定保護者に
なります。
すでに、きょうだ
いが認定済の場
合は、その方で決
定している認定
保護者と同じに
なります。

新3号認定を希望の場合かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみマイナンバーを記入してください。

利用中または利用予定の施設を記入してください。

※現在の住所地の年度については、記入例をご参照ください。				
③利用施設				
施設	状況	施設名	施設所在市町村	入園年月
	(内定) 在籍	△△幼稚園	××市	令和○
④及び⑤は、施設等利用給付認定2号・3号を申請されるかた（保育の必要性があり、預かり保育等を利用するかた）のみ記入・確認してください				
⑥保育を必要とする理由				
以下の該当する□にレ点を付けてください。				
□から見た統納	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
□から見た統納	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
△月△日△時間以上の就労等により家庭で保育できないかたが対象です。				

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	施設所在地	利用開始(予定) 年月日
ミノファミリー・サポート・センター	認可外・一時預かり	〒000-0000 箕面市西○○丁目○一 TEL: ○○○ - ○○○ - ○○○	令和〇〇年〇〇月〇〇日
みのおファミリー・サポート・センター	病児保育・子育て援助活動支援	〒 TEL: ○○○ - ○○○ - ○○○	年 月 日
	認可外・一時預かり		
	病児保育・子育て援助活動支援		

併用中または併用
予定の施設をご記
入ください。